

助成金の交付決定後に、工事内容・金額等が変更になった場合について

助成金の交付決定後に工事内容・金額等が変更になった場合、助成金の変更申請の手続きが必要になる場合があります。変更内容が、下記の「1. 変更申請が必要 (1)」に該当する時は、速やかに丹波篠山市商工観光課へ連絡をしてください。原則として、助成金額に変更がある場合に、変更申請が必要となります。

記

1. 変更申請が必要

(1) 工事内容が全て変更になった場合

例：交付申請時は浴室リフォームで申請したが、外壁塗装に変更するなど。

2. 変更申請は不要

- (1) 変更前および変更後の助成対象経費が、ともに 50 万円以上の場合→補助金額に変更が生じないため。
- (2) 工事内容を一部変更（または追加の工事が発生）したが、助成対象経費を変更しない場合
- (3) 工事施工業者が変更になった場合で、変更後の施工業者が、丹波篠山市内の施工業者の場合
⇒特に手続きは、必要ありません。

3. 助成対象外になるケース

- (1) 変更後の助成対象経費が、20 万円未満になった場合
- (2) 工事施工業者が変更になり、変更後の施工業者が、丹波篠山市外の施工業者の場合
- (3) 工事を中止する場合
⇒「交付申請書等取下届」を提出していただきますので、丹波篠山市商工観光課へご連絡ください。

参 考

※ 「助成対象経費」とは、工事金額のうち、当助成事業の助成対象となる費用を指します。

※ リフォーム助成金額＝助成対象経費×20%（最大 10 万円）

お問合せ：丹波篠山市商工観光課（079-552-0100）